

○財務省告示第百十四号

中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十七項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月十八日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第二十六項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名 称	住 所
東ソーラー株式会社	宮崎県日向市船場町一番地 東京都港区芝三丁目八番二号

二 法第八条第二十七項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物の品名、銘柄、型式及び

特徴

- (一) 品名 電解二酸化マンガン
- (二) 銘柄、型式及び特徴 商品の名称及び分類についての統一システム（H S）の品目表第二八二〇・一〇号に分類される。主として、一次電池の正極材に使用される。

|| 調査に係る貨物の供給者及び供給国

(一) 供給者（申請者から提出された不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面に記載されてい
る者）

イ Xiangtan Electrochemical Scientific LTD.（湘潭電化科技股份有限公司）

ロ Hunan Qingchong Manganese Industry Co., Ltd.（湖南青沖錳業有限公司）

ハ Guangxi Non-Ferrous Metals Group Huiyuan Manganese Industry Co., LTD.（廣西有色金屬集團匯
元錳業有限公司）

リ Jinlong Manganese（廣南金龍錳業有限公司）

ホ Guangxi Eramet Comilog Chemicals Co., Ltd（廣西挨赫曼康密勞化有限公司）

ク CITIC DAMENG MINING INDUSTRIES LIMITED（中信大錳鉱業有限責任公司）

メ CITIC DAMENG MINING INDUSTRIES LIMITED Daxin Branch Company（中信大錳鉱業有限責
任公司大新分公同）

チ Guizhou Hongxing Development Co., Ltd.（貴州紅星發展股份有限公司）

リ Guizhou Redstar Developing Dalong Manganese Industry Co., Ltd.（貴州紅星發展大龍錳業有限責
任公司）

ヌ Redstar Development Import and Export Co., Ltd.（貴州紅星發展進出口有限責任公司）

ル GUANGXI GUILIU CHEMICAL CO., LTD. (広西桂柳化工有限責任公司)

ヲ Sumitomo Corporation (Guangzhou) Ltd. (広州住友商事有限公司)

ワ Hunan Zhenxing Chemical Industrial Co., Ltd. (湖南振興化工股份有限公司)

力 Guangxi Jingxi County Yizhou Manganese Industry Co., Ltd. (广西靖西市一洲锰业有限责任公司

)

四 (一) Guizhou Manganese Energy and Mining Group Co., Ltd. (贵州能鉱锰業集團有限公司)

(二) 供給国 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

四 調査を開始する年月日 平成三十年四月十八日

五 調査の対象となる期間

四 (一) 不当廉売された指定貨物（電解一二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）第一条第一項第一号に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸入が指定された期間（同項第三号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、平成二十四年四月一日から平成二十九年十二月三十一日まで）

(二) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成二十四年四月一日から平成二十九年十二月三十一日まで

六 調査の対象となる事項の概要

(一) 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 指定貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ 指定貨物の本邦向け輸出価格

ハ その他不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

(二) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 不当廉売された指定貨物の輸入量

ロ 不当廉売された指定貨物の輸入価格

ハ 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

ニ その他不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定

された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に關し参考となるべき事項

七 申請者の主張の概要

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

申請者は、本邦において指定貨物と同種の貨物を生産している唯一の生産者である。

(二) 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 正常価格については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる価格を採用した。

区分	正常価格
中國產電解二酸化マンガンのうち、アルカリグレードのもの	中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国であるギリシャから、ベルギー向けに輸出される指定貨物と同種の貨物の輸出価格から運賃等を控除した工場出荷段階の価格
中國產電解二酸化マンガンのうち、マンガングレードのもの	中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国であるギリシャから、フィンランド、スイス及びロシア向けに輸出される指定貨物と同種の貨物の輸出価格から運賃等

中国産電解二酸化マンガンのうち、
リチウム一次用グレード及びフェラ
イト用グレードのもの

を控除した工場出荷段階の価格
中國と比較可能な最も近い経済発展段階にある国である
本邦における消費に向けられる指定貨物と同種の貨物の
国内販売価格から運賃等を控除した工場出荷段階の価格

口 本邦向け輸出価格については、平成二十年を最後に輸入が確認できなかつたマンガングレードのものを除き、本邦の輸入通関価格から運賃等を控除して工場出荷段階の価格を算定した。

ハ イ及びロによると、アルカリグレード及びフェライト用グレードのものに係る本邦向け輸出価格は、正常価格を下回つてゐる。

ニ 中国産電解二酸化マンガンの第三国に対する輸出価格は、把握できなかつたフェライト用グレードのものを除き、正常価格を下回つてゐる。

ホ 中国の供給者は一定の余剰生産能力を有してゐる。
ヘ 中国産電解二酸化マンガンについては、アメリカ合衆国において不当廉売関税が課税されている。

以上のことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれがある。

(三)

不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれに関する事項

イ 国内需要が大きく伸張することが見込めない状況である。

ロ 不当廉売された指定貨物の輸入により生じていた実質的な損害から本邦産業は十分に回復しておらず、不当廉売に対して脆弱な状況である。

以上のことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害の事実が再発するおそれがある。

八 令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言についての期限 平成三十年八月二十日

証拠等の閲覧についての期限 令第十六条各項に規定する告示の日

対質の申出についての期限 平成三十年九月十八日

意見の表明についての期限 平成三十年九月十八日

情報の提供についての期限 平成三十年九月十八日

(五) (四) (三) (二) (一)

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九 その他参考となるべき事項

(一) 本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする指定貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該指定貨物の原産国の中中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

二 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

(二)

(三)

その他の

イ 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ 利害関係者等に回答を求める質問状等及び回答の提出方法等の情報は、財務省及び経済産業省のホームページで確認することができる。